

志摩市マリンテック等実証導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において実施するマリンテック等の実証及び市内企業におけるマリンテックの導入を支援することで、マリンテック等を有するスタートアップ企業の誘致及び地域課題の解決並びに市内経済の発展につなげることを目的として、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) スタートアップ企業 第7条の規定による申請日において、創業後15年未満の中小企業者で、新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を行うものをいう。
- (3) コンソーシアム 同一事業に対して、2者以上の企業、大学、研究機関その他団体等が協力して結成する共同体(構成員に市外に本店又は主たる事務所を有するスタートアップ企業を含むものに限る。)をいう。
- (4) マリンテック 海洋開発、海洋調査、海洋環境保全及び海洋レジャー等に係る分野において、新規性、独創性又は革新性を有する技術及びサービスをいう。
- (5) 実証実験型事業 市内における離島交通、海洋環境、水産業又は観光業等に関連する海洋課題の解決に資すると認められるマリンテック等の新製品及びサービス等の実証で、市内をフィールドとして実施する事業をいう。
- (6) 導入促進型事業 マリンテックの製品及びサービスを導入し、市内で実施する自社事業の拡大を図る事業をいう。
- (7) 代表事業者 コンソーシアムを構成するもののうち、代表して市との連絡調整及び補助金申請等を行うものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、実証実験型事業及び導入促進型事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 実証実験型事業 次のいずれにも該当するもの

ア 以下のいずれかに該当するもの

(ア) 市外に本店又は主たる事務所を有するスタートアップ企業

(イ) 代表事業者

イ 事業化に当たり、検証や実証が可能なレベルの試作品及びサービス等のプロトタイプ又は遂行可能な事業計画を有していること。

ウ 国税、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

(2) 導入促進型事業 次のいずれにも該当するもの

ア 市内に事務所又は事業所を有し、現に市内で事業を営んでいるもの

イ 市が導入事例として周知するための取材に協力することに誓約するもの

ウ 志摩市税を滞納していないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、交付の対象としない。

(1) 過去に不正な手段により国、県、市又はその他団体等から助成又は補助を受けたもの

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在するもの

(3) 事業の実施にあたって必要な許認可を取得せず、関係法令を遵守しないもの

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員であるもの

(5) その他市長が対象として適切でないと認めるもの

(補助金の区分及び対象経費等)

第5条 補助金の区分、対象経費、補助率及び限度額は、別表第1のとおり

とする。

- 2 消費税及び地方消費税は、補助の対象としない。ただし、免税事業者、簡易課税事業者その他消費税法における納税義務者ではないものは、この限りでない。
- 3 国、県、市又はその他団体等から補助等を受けた又は受ける予定の経費は、補助の対象としない。
- 4 補助対象経費の合計額に別表第1に掲げる補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てた額とする。
- 5 第10条の規定により補助金の交付の決定前に着手した場合において、当該着手のときから補助金の交付の決定までの間に発生した経費は、補助の対象としない。

(補助対象期間)

第6条 補助事業の期間は、交付決定の日から同年度の2月末までとする。

ただし、第10条の規定により事前着手届を提出した場合は、この限りではない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに志摩市マリンテック等実証導入促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査において、専門家及び有識者等の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付が決定された申請者(以下「交付決定者」という。)に次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を

受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 対象経費の配分の変更(対象経費の20パーセント以内の変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) この要綱の規定その他市長が補助金の交付に関して指示する事項を遵守しなければならないこと。

(交付決定前の着手)

第10条 申請者は、あらかじめ志摩市マリンテック等実証導入促進補助金事前着手届(様式第6号)を市長に提出し、かつ、補助金の交付の決定を受けた金額が交付申請額に達しない場合又は補助金の交付の決定が受けられない場合においても異議を述べないことに同意したときに限り、補助金の交付の決定前に着手することができる。

(変更の交付申請)

第11条 交付決定者は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金変更交付申請書(様式第7号)に合わせて、変更があった書類その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更(補助事業の内容に著しい変更が生じないもので、補助事業の目的の達成をより効果的にする変更を除く。)をしようとする場合

(2) 対象経費の配分の変更(対象経費の20パーセント以内の変更を除く。)をしようとする場合

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金変更交付決定通知書(様式第8号)、交付決定金額に変更が生じないときは、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金変更承認通知書(様式第9号)を交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止)

第12条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、志摩市マリ

ンテック等実証導入促進補助金事業中止書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業中止書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金中止承認通知書(様式第11号)を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、市長が別に定める日までに志摩市マリンテック等実証導入促進補助金実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 志摩市マリンテック等実証導入促進補助金事業成果報告書(様式第13号)
- (2) 対象経費の支出を証明する書類(領収書等)の写し
- (3) 事業成果がわかる資料(プレゼンテーション資料、写真等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を精査し、適正と認められたときは、補助金の額を確定し、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金交付確定通知書(様式第14号)により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定により額の確定を受けた者が補助金の支払を請求しようとするときは、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する交付請求書に記載された金融機関の口座に振り込むことにより、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第16条 交付決定者は、取得財産等のうち取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び設備等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間に処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄することをいう。)しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者が財産を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

3 交付決定者は、補助事業が完了した後も取得した財産を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明し、又は欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付する者として不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により、交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分が既に交付されているときは、志摩市マリンテック等実証導入促進補助金返還命令書(様式第17号)により、期限を定めてその金額の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第19条 市長は、補助事業の進捗状況を確認するため、必要に応じて、交付決定者に対し、事業の実施状況について報告又は文書の提出を求め、若しくは実地に調査することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分	対象経費	補助率	限度額
実証実験型事業	<p>(1) 人件費 当該補助事業に直接従事する者が補助事業期間中に直接従事した時間に対する人件費</p> <p>(2) 旅費 当該補助事業に直接従事する者が当該補助事業に係る目的のために要した旅費(交通費及び宿泊費)及び当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費</p> <p>(3) 原材料費 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費</p> <p>(4) 外注加工費 当該補助事業遂行に必要な部品等の製造、加工、製図等を下請発注する際に支払われる経費</p> <p>(5) 技術コンサルタント料 専門的な知識、技術及び技能等を有した者に依頼し、当該補助事業遂行に必要な開発に係る技術的事項等に関して、指導、助言等を受けた場合の謝礼として支払われる経費</p> <p>(6) 委託費 当該補助事業遂行に必要な調査、分析、技術開発、設計等を研究機関や企業等へ委託又は共同研究する際に支払われる経費</p> <p>(7) 資料購入費 当該補助事業遂行に必要な図書、参考文献、資料、データ等購入に要する経費</p>	2/3以内	200万円

	<p>費</p> <p>(8) 通信運搬費 当該補助事業遂行に必要な郵便代、運送代、事業のみに使用するインターネット利用料(回線引込工事費を含む)</p> <p>(9) 賃借料 当該補助事業遂行に必要な施設、車両、機械装置等の賃借料</p> <p>(10) 消耗品費 当該補助事業遂行に必要な事業執行のためだけの用途が特定できる消耗品費</p> <p>(11) その他市長が適当と認める経費</p>		
導入促進型事業	<p>(1) 機械装置等購入費 当該補助事業遂行に必要な機械装置及びサービスの購入に要する経費(設置等の施工費を含む。)</p> <p>(2) リース費 当該補助事業遂行に必要な機械装置及びサービスのリース、レンタルに要する経費(申請年度分のみ対象とする。)</p> <p>(3) 技術使用及びクラウド利用料 当該補助事業遂行に必要なサービスの使用に係る経費、ライセンス料、クラウドサービス利用料(ただし、一般的なインターネット利用料は除く。)</p> <p>(4) システム開発改修費 導入するマリンテック製品を自社の事業内容や既存システムに適合させるために必要なソフトウェアの開発、カスタマイズ又は既存設備の改修に要する経費。</p> <p>(5) 技術コンサルタント料</p>	1/2以内	100万円

	<p>マリンテックの導入及び運用に当たり、専門的な知識、技術等を有する者から指導、助言等を受けた場合の謝礼として支払われる経費</p> <p>(6) その他市長が適当と認める経費</p>		
--	---	--	--

別表第2(第7条関係)

区分	添付書類
実証実験型事業	<p>(1) 実証実験型事業計画書(様式第2号)</p> <p>(2) 法人の場合は法人登記事項全部証明書の写し(6箇月以内を取得したもの)、個人の場合は直近の確定申告書の写し</p> <p>(3) プレゼンテーション資料</p> <p>(4) パンフレット等の会社概要が分かる書類(ただし、ない場合は不要とする。)</p> <p>(5) 誓約書兼同意書(様式第4号)</p> <p>(6) 国税、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税及び市町村税に滞納がないことの証明書</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
導入促進型事業	<p>(1) 導入促進型事業計画書(様式第3号)</p> <p>(2) 法人の場合は法人登記事項全部証明書の写し(6ヵ月以内を取得したもの)、個人の場合は直近の確定申告書の写し</p> <p>(3) 導入する製品及びサービスの内容が分かる書類及び見積書</p> <p>(4) 誓約書兼同意書(様式第4号)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>